

原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車・変更の手続き

○印のあるものをお持ちいただき、各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課で手続きしてください。

受付時間 月～金（祝日除く）8:30～17:15

	登録される方の印鑑	販売証明書 (押印要)	譲渡証明書 (押印要)	標識交付 証明書	廃車届済 証明書	ナンバー プレート
販売店から購入した車両を登録する場合	○	○				
他人から譲り受けた車両を登録する場合（廃車手続きが完了している物件）	○		○		○	
他人から譲り受けた車両を登録する場合（廃車手続きがされていない物件）	○		○	○		
登録された車両を廃車する場合	○			○		○

※他市で登録された車両もいなべ市で廃車することができます。

軽自動車についてよくある質問にお答えします

Q ナンバープレートを紛失した場合

原動機付自転車の廃車をしたいのですがナンバープレートを紛失してしまいました。ナンバープレートがなくても廃車の手続きはできますか？

A ナンバープレートがなくても廃車手続きはできます。各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課にある軽自動車等てん末書に紛失の事由等を記入して、廃車の手続きをしてください。

Q 盗まれたバイクの税金は？

バイク（原動機付自転車）を盗まれてしまいました。どうすればいいのですか？

A 警察に盗難届を出した後、各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課で廃車の手続きをしてください。その際は、警察署発行の盗難証明書を提出していただくか、盗難届の届出番号などをお聞きしますので、メモしておいてください。

また、軽自動車税には月割り制度がないため、納めていただいた税金をお返しすることはありません。廃車の手続きをしないと、次年度以降も引き続き課税されますので、ご注意ください。

問員弁庁舎 課税課 T 74-5830 F 74-5859

いなべのがんばる人 「人の心に残る仕事がしたい」

伊藤 あゆみさん（藤原町） タイ王国へJICA青年海外協力隊参加！

人の心に残る仕事がしたいと中学生の頃からずっと思ってきました。できるだけ若いうちに異文化の中にどっぷり漬かって視野を広げたいと思っています。

タイでは、どんな人たちが待っているのだろうと考えると本当に行くことが楽しみで仕方ありません。一人ひとりの出会いを大切に、様々なことを体験したいと思います。

職種：日本語教師
派遣先：タイ王国
ウドンピタヤヌコン
高校